

『阿刀氏家譜系脈 御由緒ニ関ハル古記調査書類』現代語訳・解題（1）

阿 刀 弘 史

1. はじめに

『阿刀氏家譜系脈 御由緒ニ関ハル古記調査書類』（以下『阿刀氏家譜系脈』）は、阿刀家に関する家系図および当家に伝来する事績などを取りまとめた、2冊からなる文書である（写真1）。編著者は阿刀護節という人物で、私の曾祖父に当たる。本書に関連するものとして独立行政法人京都国立博物館には『阿刀氏家譜系脈 御由緒ニ関ハル古記調査書類要項之抜書』がある。京都国立博物館所蔵のもの（以下「京博本」）と当家蔵のもの（以下「阿刀家本」）はタイトルが示す通り内容が異なり、「要項の抜書」である京博本と比較して阿刀家本は編著者の感情や感想がより多く記載されていて、良くも悪くも私的記録である印象が強いが、いずれにせよ貴重なものであるといえる。

本論は、この『阿刀氏家譜系脈』の内容を現代語訳し、出典の検証が可能なのは紹介していくことで、公表しつつ利便性の向上を図ろうとするものである。本来ならば原文を活字化し、書き下し文・現代語訳を併記して、誤訳や解釈の間違いなどを検証できるようにすべきであるが、『紀要』に掲載させていただくことを鑑み、また紙幅の節約も兼ねて、まずは現代語訳および最低限の注釈を加える方向で記述していくこととする。なお、本論を始めるに当たり、私自身の古文書・古文・漢文・仏教などに対する知識不足による誤訳・不備が生じる可能性があるため、そういった間違いに対するご指摘・ご教示をぜひお願いしたい旨を申し添えておく。

2. 『阿刀氏家譜系脈』の発見

『阿刀氏家譜系脈』の現代語訳を始める前に、本書が発見された経緯を紹介しておく。

『阿刀氏家譜系脈』は前述のとおり、現在は抜書版を独立行政法人京都国立博物館が、オリジナル版を当家が保管している。京都国立博物館が所蔵することになったきっかけは、相続問題と私の祖父・阿刀弘文の死去であった。

阿刀家は造東寺所修理別当職を世襲で受け継いでいたが、護節がその職を返上して以降、阿刀家の者は関わっていない。しかし弘文は東寺所修理別当職に関するものはもちろん、真言宗関係・神道関係など幅広く資料を収集しており、阿刀家当主としての意識は強かったようである。資料収集家・研究者としても名が知れており、資料の調査や見学に訪れる人も多かった。

その一方、弘文には男子がなく、娘が3人いた。先妻に先立たれた後に後妻を迎え、この後妻に2人の連れ子があり、これを養子としたために、先妻との娘たちは普通に結

婚した。その三女が私の母であり、弘文が死去するまで家族ともども同居していた。

1977年に後妻が亡くなり、その遺言をめぐり、弘文と養子との間で相続をめぐるトラブルが起きた。これをきっかけに弘文は、直系の血族を後継とすることとした。しかし3人の娘はすでに結婚してしまっている。そこで次善の策として、直系血族であり、かつ弘文と同居しておりその言動を見て育ってきている私を養子とすることで、血縁の男子を得た。これに伴って私の姓が変わることとなったが、混乱を避けるため、人間関係が大きくリセットされる高校進学を機に、姓の変更を行うこととなった。

また、相続争いによって伝世品の文書類や数多のコレクションが散逸することを危惧して、1981年に京都国立博物館に所蔵品の整理と調査をお願いし、博物館で収蔵・利用できるものは寄贈・寄託という形をとってもらった。そこで博物館スタッフが数ヶ月にわたって当家に詰めて、所蔵品の整理調査を実施していたが、弘文は腎臓病の悪化により1982年、83歳で死去する。本来ならそれまでに様々な事柄について引き継ぐべきだったが、弘文は引き継ぐべき事柄を整理して家族に伝えることに熱心ではなく、私もまだ子供だったので興味・関心が薄く、何が必要かわかっていなかった。このような状況ではあったが、博物館の尽力により、阿刀家関係の文書をはじめ多くの資料が博物館に寄贈されることになった。この時に博物館に寄贈・寄託されたのは3,593件、うち約2,000件が文書類、その他が美術工芸品であった。その時点において何らかの形で公表されていたものは430点程度だったため、博物館に収蔵されて活用が可能になったことは大きな成果であり、新聞でも取り上げられた（写真2）⁽¹⁾。寄贈・寄託が行われた1983年には京都国立博物館で『弘法大師と密教美術』展が開催されており、この展覧会と関連させて『阿刀家伝世の資料』展を開催した。なお、博物館に寄贈・寄託されたものに対して1986年、弘文と対立していた側が寄贈・寄託品すべての引き渡しを求める訴訟を起こしたが、1992年に和解が成立し、一部を除く絵画・彫刻など美術工芸品106件を遺族が共有、古文書類約3,400件は寄贈されたものであり国の所有、という内容で決着している（写真3）⁽²⁾。

そんな中で発見されたのが『阿刀氏家譜系脈』である。資料的には大正時代のものであり（写真4）、博物館が扱う文化財としての重要性はそれほど高くはない。また、前述のようにオリジナルの阿刀家本は編著者の感情や感想がより多く記載されており、およそ客観的な内容とはいえない。そのために、重要な部分の記載に特化した『阿刀氏家



写真1 『阿刀氏家譜系脈 御由緒ニ関ハル古記調査書類』阿刀家本



写真2 寄贈・寄託を報じる新聞記事



写真3 和解を報じる新聞記事

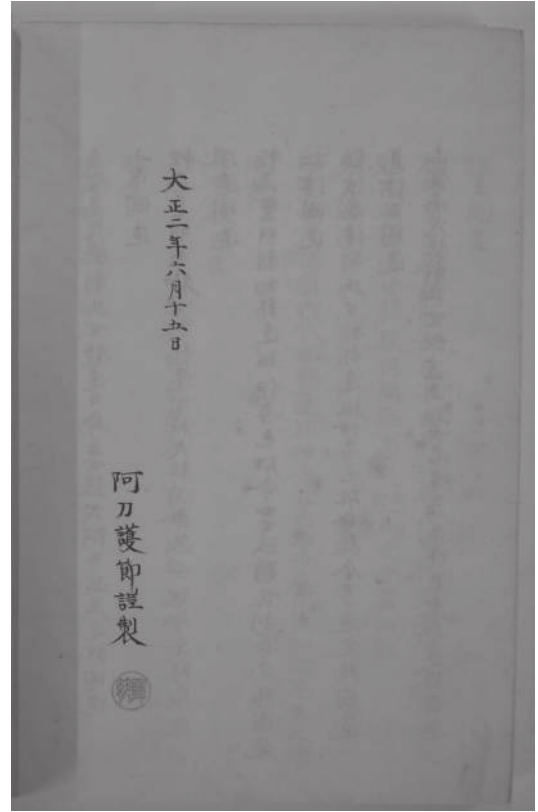


写真4 上巻奥付

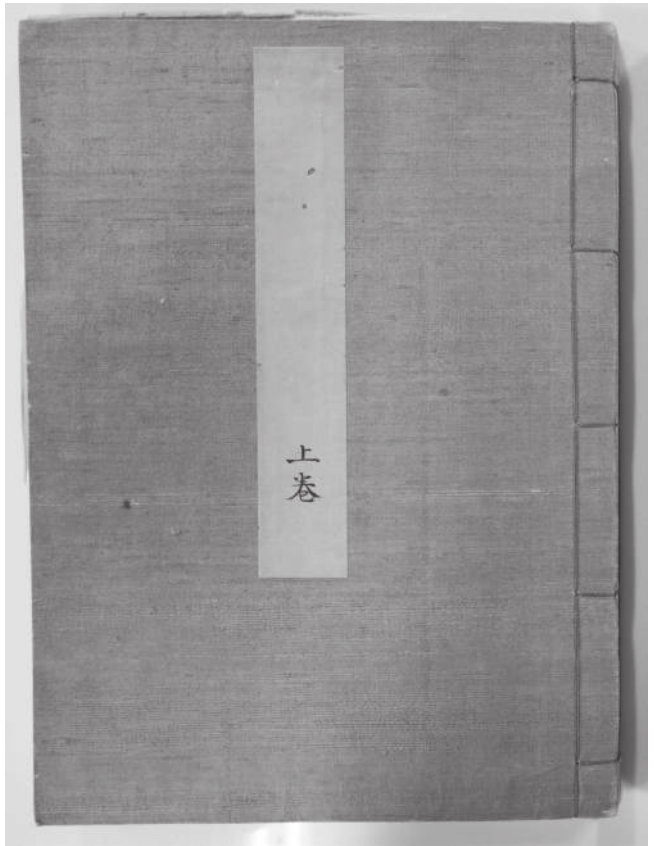


写真5 阿刀家本（右）と京博本（左）の違い1 表紙

譜系脈 御由緒ニ関ハル古記調査書類要項之抜書』が博物館に納められることになったのであろう。

なお、京都国立博物館に寄贈されたこれらの資料類、特に文書類は「阿刀家伝世資料」と呼ばれ、東京大学史料編纂所によって調査・撮影が実施されている⁽³⁾。

3. 東寺と東寺所修理別当職・執行職

次に、阿刀家を歴史的存在たらしめている東寺と東寺所修理別当職および執行職について、その概略を紹介する。

東寺は、京都市南区九条町に所在する。正しくは金光明四天王教王護国寺秘密伝法院（略して教王護国寺）という。本尊は薬師如来で、794年（延暦13）の平安遷都に伴い、王城鎮護のために羅城門の左右に東寺（左寺、左大寺とも）、西寺（右寺、右大寺）が建立された。東西両寺の造営が開始されたのは796年ごろとされている。

823年（弘仁14）、嵯峨天皇が東寺を唐から帰港した弘法大師空海に勅賜し、ここに東寺は真言密教の根本道場となった。空海は、東寺の住僧に真言宗僧以外の僧を交えぬよう要請し、認められた。それ以前の官寺は、諸宗兼学が普通であったため、一宗による官寺の独占は画期的なことであり、これを契機として以後日本の仏教は官寺仏教から宗派仏教へと大きく変貌していくことになる。明治初年に真言宗の総本山となったが、のち諸派と分離し、1974年に真言宗東寺派が結成され、その総本山となった。

また、この後紹介する『阿刀氏家譜系脈』においては、阿刀家は「東寺所修理別当職」である、と強調されている。その「東寺所修理別当職」についてだが、まず「別当」については、『世界宗教用語大事典』（2004）によると「ベトウとも。日本の諸大寺で寺務を統轄する長官職（僧官）をいった。752年（天平勝宝4）年良弁を東大寺別当にしたのが最初。大・小・権の別があった。のち諸神社にも置かれ、その住む寺を別当寺といった。堂の修理専門の別当を修理別当、俗人がなったのを俗別当という。」とされる。つまり阿刀家は「東寺の修理に関わる寺務を担当する長官」であったわけだが、加えて阿刀家は「東寺執行（しぎょう）家」、阿刀家代々の者が記した記録は『東寺執行日記』と呼ばれており、「執行」と呼ばれる役職でもあったことが知られている。

『東寺執行日記』は『世界大百科事典』（2014）では「忠救、定伊、栄増など歴代の東寺執行が書きついだ記録。1330年（元徳2）から1751年（宝暦1）にわたるが、中途断続している。各種の写本があり、『東寺記』『東記』『東寺執行記』とも称す。内容は、寺内諸職の補任（官職に任命する、あるいは位階を与えること）、諸法会、諸儀式、年中行事、子院建立・修補、寺領荘園支配など東寺内の事柄とともに、幕府、守護大名、他寺社の動静などにも及ぶ。未刊。」と記載されている。京都国立博物館所蔵の「阿刀家伝世資料」の研究からは、阿刀家の者は最初は執行職であっ

たこと、その後約50年たってから修理別当職にされたことがわかっている（黒川2005）。これらの記録などから、阿刀家とは修理別当であると同時に執行職でもあり、各種儀式の運営、それらに必要な宝器の維持管理などを職務としていたことがわかる。

執行職は端的に「寺家雑務を執り行う役職」と紹介されることが多く、その表現だけをとらえれば「雑用係・学校の用務員さんのような存在」という印象を受ける。しかし「東寺補任職大意之事」という史料には、初代執行／東寺所修理別当であった阿刀大足について「入道（＝出家）し、法名を名乗り、肉食し妻を持ち、代々血縁相続し、伽藍・宝器の守護をし、秘所・秘仏の鍵等を預かり」との記述があるとされ（黒川2005）、僧侶としての特権を有しつつも戒律にはあまり縛られず、血縁相続で寺の財産を管理する、という立場だったことがわかる。すなわち東寺に所属する僧侶を代表する存在であり、寺内において絶大な権力を有していたのである。それゆえにこの立場を欲する者は多かったようで、1289年（正応2）に巖伊が執行職についた際には、融円・重瑜・栄信・巖増との間で執行職をめぐる激しい争いがあった（網野1978）。14世紀後半にも、同様な争いが起きている（酒井2004）。このような状況下では、現実的には完全な血縁相続は難しかったようで、1210年（承元4）に執行職を継いだ成慶は、先代の巖慶とは血縁ではなかったとされている（黒川2005）。ちなみにこの成慶は初めて修理別当職に就いた人物でもあり、この時に執行職・修理別当職・阿刀家の関係性が大きく変化したとみることができる。いずれにせよ、阿刀家の者が東寺の執行職・修理別当職を主に務めてきており、かつては絶大な権力を有していたこと、その記録が当家に伝わっていたことは事実であるが、阿刀家当主と東寺執行職・修理別当職とは完全にイコールの存在ではない、ということである。

4. 『阿刀氏家譜系脈』の基本情報と京博本との差異

『阿刀氏家譜系脈』阿刀家本の基本情報は以下の通りである。

- ・上下2巻 27.3cm×19.9cm 豎帳
- ・全161項目
- ・上巻 「初めに・例言」相当部分を除き110ページ
- ・下巻 115ページ
- ・大正2年6月15日付け
- ・阿刀護節 編著

内容的に京博本は阿刀家本の抜粋であることはすでに述べた通りだが、一応違いがあることを簡単に確認しておく。

写真5・6・7の右が阿刀家本、左が京博本である。写真5は表紙で、阿刀家本は「上巻」「下巻」と明記され、2分冊であることがわかる。一方京博本は、表紙には構成を示す情報は無い。右上方に貼られているラベルは、かつて京都大学に預けられていたことがあり、その頃の整理番号

らしい。写真6は1ページ目である。ここでは表題の末尾が異なっており、阿刀家本では「卷之壹」、京博本では「要項之抜書」となっている。

次のページ（写真7）での差異は興味深い。違いは3行目と7行目の2ヶ所あり、3行目は阿刀家本では文章下半の「第四十代」の下に「裔孫不肖護節儀」と注釈があるが、京博本ではここにはあえて空欄があるにも関わらず、記述が欠落している。また7行目については、ちょうど中央付近において阿刀家本では「空海ノ生母玉寄姫」と記載し、その下に「一名阿古屋」と注釈がある。これに対し京博本は「空海ノ生母阿古屋姫」と記載し、注釈は「追■（称？諡のことか）玉寄」となる。阿刀家本では、自らの自己主張と、空海の母方一族としてその業績を称える名を主軸に記述しているのに対し、京博本ではそのあたりの客観性に配慮したような印象を受ける。このことから、阿刀家本と京博本では想定される閲覧者が異なっていたのではないかとと思われる。

なお、前述の東京大学資料編纂所が実施した調査とその後の研究で、執行職／修理別当職の歴代の系譜は明らかにされているが（黒川2005）、佐伯家・阿刀家の系図部分の信憑性は低いとする指摘がある。この後の現代語訳の中でも触れられているが、13世紀～14世紀の執行職をめぐる争いの中で代々の記録がかなり失われ、家系をさかのぼることがむづかしくなっていたようである。『新撰姓氏録』には佐伯家が伴氏系、阿刀家が物部氏系と記載されており、古くからそのように認識されていたことは確かだが、記録の内容については慎重に見ていく必要があると思われる。

5. 『阿刀氏家譜系脈』現代語訳

今回は「はじめに」～「目次」に相当する部分を紹介する。なお今後の内容については、戸籍謄本の写しなどを含むため、必ずしも完全版にはなりえないことをご了承ください。

また、現代語訳を行うに当たり、高木叙子氏・松下浩氏に多大なご助力・ご助言を賜った。厚く御礼申し上げます。

【以下、現代語訳】

阿刀氏家譜系脈

御由緒に関わる古記調査書類第一編巻の一

祖先に始まり、明治4年（1871年）まで代々受け継いできた業務に仕える

弘仁14年（823年）から明治4年に至る、造東寺所教王護国寺 代々の使宮の系譜 修理別当執行職奉行阿刀氏

六十余代の遠孫 阿刀護節

祖先の起こり 陳述

先祖である（阿刀）連公は、後に阿刀宿祢の姓を下賜された（阿刀氏は物部石上朝臣と同祖である）⁽⁴⁾。阿刀氏は

代々、天皇の側近くに勤める榮譽を担っていた。しかし平安時代、祖先である阿刀宿祢大足朝散太夫⁽⁵⁾弘信卿が、宮中真言院⁽⁶⁾の行事⁽⁷⁾である造東寺所修理別当（俗別当のこと）・執行職の補任を拝し、永らく奉行として勤めに励んだことで、恒例を離れ、（この職を）代々の世襲職とせよとのご命令を賜った。以後そちらへ移り、この職を嫡流相伝し、他の一族を交えることなく一つの家系で相続し、大足から当代に至る。第四十代（末裔の子孫である不肖この護節のことだが）が、当時の祖先の家督の跡に居り至るものであります。

（朱書の注・弘文によるものか？）

1 前記の文章の前後を修正する。

御修法⁽⁸⁾は仁明天皇の時からで、東寺別当は嵯峨天皇の頃に始まる。

今、前記では文章の順序を、始まりとして宮中真言院を先に配して記述している。

1 使官である修理別当執行職の元祖である阿刀宿祢大足朝散太夫という者は、造東寺所別当職である。朝廷に仕える僧侶である空海（弘法大師の位を諡として賜った）の叔父であります。

1 阿刀氏は、朝廷に仕える僧侶である空海の生母 玉寄姫（一名を阿古屋という）の出身家、すなわち弘法大師の母方の家ということであります。

1 讃岐国の元国造であり、その末裔である佐伯直田公（さえきのあたいたのきみ）という者（大伴氏と同祖）⁽⁹⁾は、弘法大師の父であります。

これより先に、阿刀氏は以前に佐伯直氏と親族の縁を結んでいる。すなわち、阿刀氏の女子で玉寄という人が佐伯直家に入り、田公太夫の妻となった。その後に子を成し、空海および真雅などの諸法師を産んだ。

1 佐伯直田公の弟である大足という人は（空海の）母方である我が阿刀家を相続し、中興の祖となり、（佐伯直家の）系統を離れた。これをもって弘法大師における実の叔父となったのであります。すなわち俗縁の特に親しいことはこのようなことであります。

1 右の両家の祖先においては、阿刀氏は物部石上朝臣と同祖、佐伯直氏は大伴氏と同祖であり、それぞれ先祖は代々天皇家の侍臣となって、国家の運営に熱心に勤め励んできたものである。そのことは古典・国書に明記され、国史が伝えるところであります。

以上

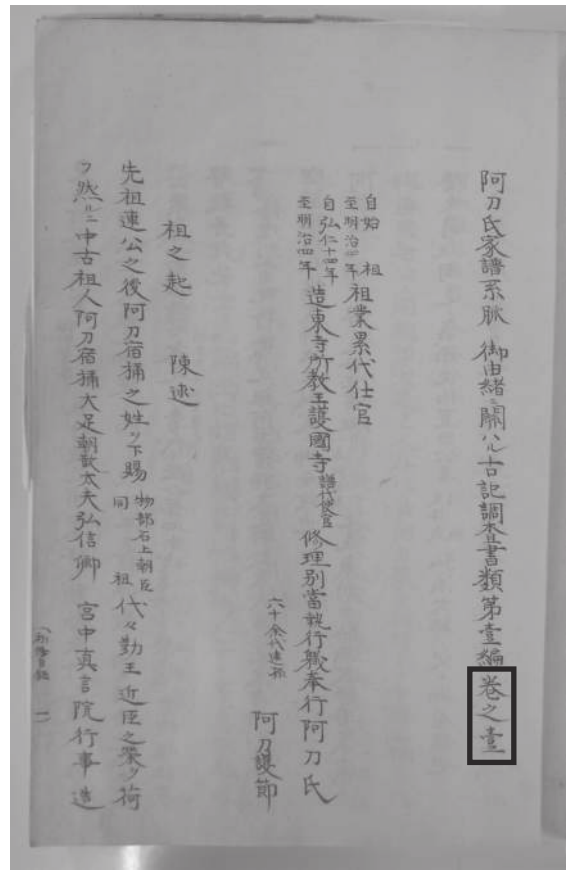
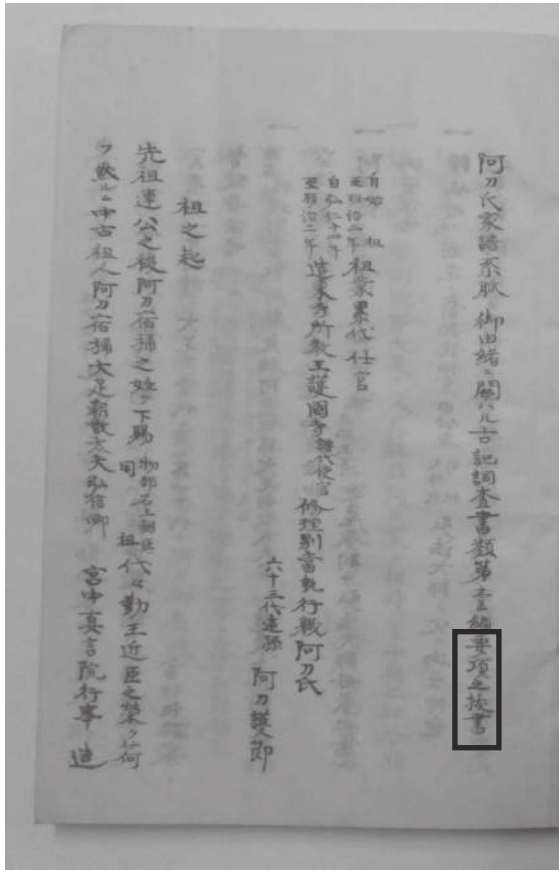


写真6 阿刀家本（右）と京博本（左）の違い2 1ページ目

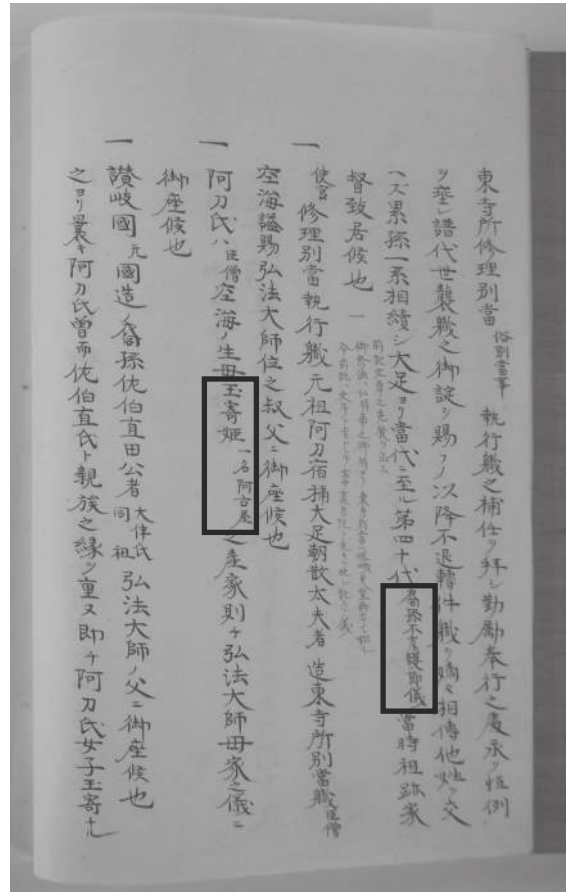
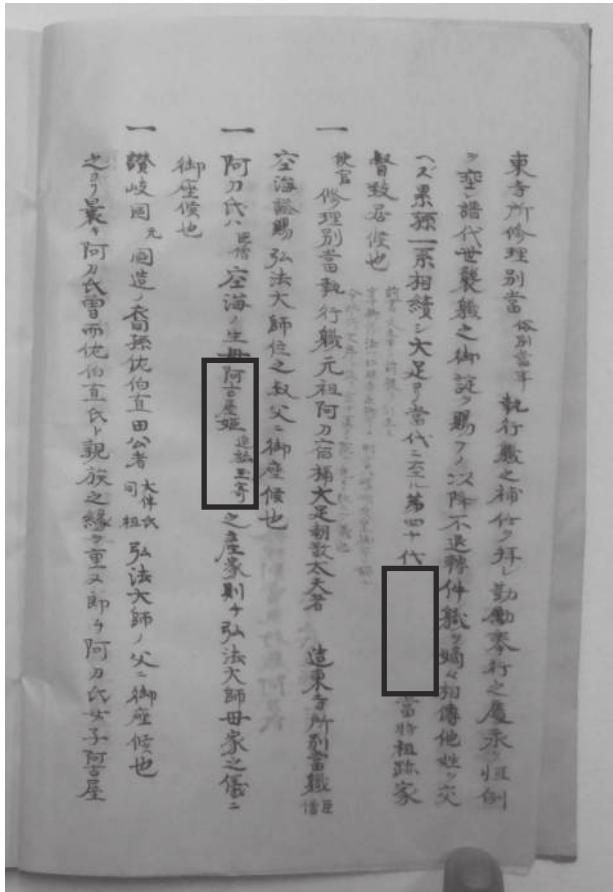


写真7 阿刀家本（右）と京博本（左）の違い3 2ページ目

本書編纂に対する弁白

護節

不肖（この私は）学識がなく未熟である。熱意と誠意をもって、わずかに存在する家の記録をもとに、たびたび（他所の）蔵書を拝読し、史書・伝記にあたってようやく本書を編成することができた。しかしなにごと、時代を追う幾重にも重なった事績を検証するうえでは必ず疎漏・誤謬等があるものであり、遺憾である。丁度よいとは決して言えず、恐懼の念に堪えないのでございます。

なにとぞこの上は、その筋の方の精査によって、ご添削をしていただけますようお願い申し上げます。

家記および系譜の事

1 系図の書の原本はすでに失われている。元祖永真（阿刀大足）以降の別当執行職の嫡流正統の相伝系図は、建長年間（1249～1256）に先祖成慶僧都（第15代）が記した写本が現在に伝えられている。しかしながら古代の家の状況は、失われた部分の間の家族親戚などによる記録を見つけることはできなかつた。まことに残念である。

当職の第18代祖先である厳伊僧都の時、当家一門の親族らがこぞって当職の地位を熱望した。厳伊がまだ幼かった際に、隙をうかがって、分不相応にも幾度もその筋（執行職を認可する立場の者のことか？）を偽り欺いて、東寺長者の補任をかすめ取る暴挙・奸計があった。内乱憂愁である事の起りは嘉元元年（1305年）からで、北朝の文和四年（1355年）にまで至る。この間前後約五十年のことであるが、天皇の耳に入り、勅裁聖断によって賊徒らを退治し、本職を正統に復帰させた（網野1978）。（この事件の際に）綸旨・院宣・奉書の文意中において、賊・奸計の輩らが一時の利を得ることを画策し、軽挙に出て当職代々の文書記録などを焼き捨て強奪するなどの悪の所業に陥ったことがあった。これにより一家は衰敗の嘆きを生じるなど、これを訴える云々の事績が伝えられている。

1 かつては「系図改め」「御朱印改め」「宗旨改め」など、規則として代々御政令があった。將軍の命により、京都奉行職 伊勢桑名の松平候が（京都）所司代の時に、当方の家記である新古私用集巻四冊その他の書類などを、松平候を経由して幕府へ提出した。事実もそうであったと聞いている。これらの書物には、永真以降代々執行職を相伝してきた系譜などもあれこれと記事があるようである。

1 別当執行職の元祖である永真よりも昔の時代の系譜については、当職初代の分家である高野山別当政所金剛峯寺の上綱職⁽¹⁰⁾であった阿刀宿祢元忠が預かり守護してきた記録中の系図書（「佐伯阿刀西家之書」）で、その原版を今に伝えることができおり、すべてこれによっている。

家記抄録

1 右のものは、成慶僧都（第19代の祖先）が書いた家譜の系図は失われてしまったため、先の師である栄清僧都（第29代の祖先）がふたたび写させたものである。もとの古い記録における誤りを多少補い、これをもって千万年の未来に至るまで正統な相統の代、この次に従って書き続けさせてほしいと思うものである。

慶長14年（1609年）巳酉11月16日

権律師⁽¹¹⁾栄快（第31代の祖先）（花押）

1 そもそも密教の根本（的）な執行職の振る舞いは、真（出家？）に居て俗を兼ねるものである。すなわち、血統を末永く守ることが祖先の考えである。どうしていい加減な態度で俗義（この場合は東寺の運営や経営）を好んで行うことに着手したのだろうか。その結果、永い時代を超えて今まで（東寺が）存続しているのだ。今、この職の相伝の記録が存在し伝わっているとはいえ、行事・家柄・妻子・親戚の記述を挙げるもので、慶長年間よりも以前については失われてしまっているため、慶長年間よりも現在の分である。これを記録し、総じて古い書物によって誤りを正し、漏れを補い、これをもって後世に伝えさせるものである。

文政13年（1831年）仲夏日

権律師永慶（第38代の祖先）これを記す

書籍閲覧所

- 1 男山八幡宮文庫之書
 - 1 真言宗古義連合京都大学校蔵書
 - 1 元幕府聖堂 東京市本郷雑書館集書
 - 1 太政官文庫係秘書（明治17年同官在職中）⁽¹²⁾
 - 1 この他、諸家の蔵書等
- 以上

傍点の意味⁽¹³⁾

- 1 注点 ……
- 1 要点 ○○○
- 1 重要点 ◎◎◎
- 1 先祖諱点 △△△
- 1 引書之符 「
- 1 解意 （ ）
- 1 朱書

索引 目録

- 161項
- 一 修理別当執行職初例 阿刀氏
 - 三 奏請東寺
請令東寺俗別当檢校真言宗雑事
 - 三 太政官符治部省

七	応令東寺俗別当度置真言宗雑事准延曆寺事 東寺草創 桓武天皇御願 勅預 空海 大伽藍略 法祖空海 長者之始 以降師資相承 (一宗) 所司 凡僧別当 (東寺) 所司 修理別当 僧綱 供僧 三綱 中綱	三七	阿刀氏系譜之上冠 弘法大師父方 大伴佐伯二氏之祖
一四	置住侶十五ヶ房 供僧再興 因ニ附記 明治維新後沿革	四七	阿刀氏系譜 弘法大師母方 物部阿刀石上朝臣三氏之祖 寺官執行職第三十九代慶増 明治維新際シ廢官別当執行職奉行畢ル 第四十代祖跡相統阿刀護節履歷書之略 (明治三年戸籍法ヲ定メラル 皇、華、土、卒族、平民之五階ヲ置カル 民籍編入初ノ戸籍謄本尚ヲ現當時ノ戸籍謄本共ニ) 貳通
一七	官符下教王護国寺 後花園天皇御宇	八三	阿刀氏分家之事 弘法大師生母玉寄姫別業之地
二一	修理別当執行職家格 職務 譜代相伝 進退勅許 僧形妻帯 除髮 得度 更名 入寺 相統 補任 官符 官位 僧官 家督讓与 院号 地名 称呼 儀仗 家格 真俗ニ諦 法服 家紋章 知行録	八八	累祖相承修理別当執行職補任
二六	毎歳正月元日西院 祖師堂 総礼之濫觴 合恒例	九三	同 同 綸旨官位
二八	修理別当執行職務要領 主務 勅封 秘所秘物 宮中真言院御修法大行事 合 恒例書類 太政官牒奉読 長者拜堂 官牒 吉書奉授 新任長者 吉書 合奉授之事 恒例書類 東寺師資相承之件文章之往復 仏舍利勘計御奏請事 行事 玉座御前役勤仕 御勘計初例 村上天皇御宇 御奏請初例 後白河天皇御宇 建陀穀子天拜 正親町天皇御宇 補任状例之略 中綱職以下	九八	勅裁聖断 修理別当執行職相統事件 綸旨院宣旨奉書教書令旨等数通
		一〇九	東寺修理別当執行職 正流仔細之事
		第二卷	
		一一一	東寺修理別当執行職重代勤仕履歷之略 一條天皇御宇 後冷泉天皇御宇 崇徳天皇御宇 後円融天皇御宇 順徳天皇御宇 後土御門天皇御宇 四條天皇御宇 後嵯峨天皇御宇 供僧衆中へ布令ノ事 院宣宮中二間本尊仏 院宣後宇多天皇御宇 供僧衆中へ布令ノ事
		一二〇	東寺灌頂院弘法大師影供執事間事 自承仁和寺 幕府尊氏
			三綱 江 下知状之例
		一二六	東寺法祖弘法大師相当遠忌勅祭会之恒例 七百年遠忌 後奈良天皇御宇 七百年遠忌 正親町天皇御宇 八百年遠忌 後水尾天皇御宇 八百五十年遠忌 後西院天皇御宇 九百年遠忌 中御門天皇御宇 千年遠忌 仁光天皇御宇 三綱 江 下知状之例
		一三一	東寺所納物田園管領措置之事 嘉禎二年

弘安五年	院宣後伏見天皇御宇	嘉元四年	綸旨後醍醐天皇御宇	綸旨元徳二年	綸旨光明天皇御宇	綸旨暦応三年	綸旨後光厳天皇御宇	綸旨貞治二年 二通	永和元年	貞治二年	明德二年	一三九 類聚要録	奉勅之件 後白河天皇御宇 当職十一代執行永俊 勅語 後白河天皇御宇 元暦元年四月十七日	一三九 勅語 元暦元年六月三日 同年五月十日 元久元年八月二十日 同二年閏七月二十三日 並 図面	一四三 賞給 安徳天皇御宇 後宇多法皇震輪写 東寺供僧御再興御取立之節 元徳三年 童形補任 後水尾天皇御宇 宮中真言院御修法 御再興之事御時 修理別当職代勤之事 順徳天皇御宇 同 代勤之事 桃園天皇御宇 建造物 自房 棟数 引書供用 国史御編纂之節	一四九 宝物 祖伝家重 羅生門禁札 綸旨院宣旨 並 古文書類所蔵伝来之事 得失	一五四 神祇 大宮司修理別当執行阿刀氏奉行 重代勤仕 履歴之略 東寺鎮座八幡宮三所 奉勅之件 寄進田地貞治二年 論旨後小松天皇御宇 建武四年 同式内図絵 地鎮八嶋宮 早良親王 崇道天皇御事	一五九 男山八幡宮神輿入洛 東寺奉迎宮司之事 院宣 龜山天皇弘安二年 永仁二年 花園天皇御宇正和 年	一六八 南都東大寺 手向山 八幡宮神輿入洛 東寺奉迎 宮司之事 綸旨伏見天皇御宇	一七二 東寺外護鎮守 鎮座所伏見柚山	稻荷太神 並 四所明神 起縁 稻荷太神本社勸請 龍頭太之事 命婦之事 五社神号礼拝書之事 合畧記 備飯饗応初例 東寺藍内神輿奉迎毎歳祭礼之事 七度半神使 五社神輿南大門内着御之図面 饗応厭供棒参行列 神号礼拝書之事 神祭厭供 神祭作法 祭典玉串 綸旨光厳天皇御宇 貞治二年 元禄五年	一八〇 参照書類 御製釋家官班記抄略 僧服愚記抄略 秘密字林抄畧 雷斧僧正編 古事天神本紀抄略 先代旧事本紀抄略 国造本紀抄畧	東寺 補任 修理別当執行職の初例	1 使官 従五位下 阿刀宿祢大足 「釈家官班記」 ⁽¹⁴⁾ 春宮坊 ⁽¹⁵⁾ の官人のことで、坊官という云々 「伝記」 ⁽¹⁶⁾ 桓武天皇の時代、博士に任命され、伊予親王（783年？～807年）の教師を勤めた云々 「博士之事」『古記』 ⁽¹⁷⁾ 皇子や皇族の子弟の教師のことで、御博士と呼ばれる云々 「宗要記」 ⁽¹⁸⁾ 伊予親王 平城天皇の第二皇子 ⁽¹⁹⁾ は高岡親王（799年～865年？）という。東宮 ⁽²⁰⁾ に立てられたが、後に葉子の変に伴って皇太子の位から外れ、空海の門弟となって出家し遠方へ行かれた云々 （欄外註）別の本には（高岳宮、または亭子親王と言う） 「伝記」阿刀大足 弘仁の時代（810年～824年）、（弘法）大師が東寺に住んでいた時に別当執行職となって、本尊・道具・真言（宗）の書物などを預かられた。それ以後、何代も伝承させ、正
------	-----------	------	-----------	--------	----------	--------	-----------	-----------	------	------	------	----------	---	--	--	---	--	--	--	--------------------	---	---	------------------	--

当に変わらぬ手立てを講じ、投げ出さず勤め励み執り行ってきた。末永くこれが続くことを願う云々

寺に住まわされることになったため、仏門にふさわしいふるまいに変えて、得度法号して安道（あと？）永真と（名を）改めた。（仏門の）道に入り居りながら一般の立場も兼ねており、僧形だが妻を持つ。朝廷から宣旨をいただき、この職を子孫に相伝する。

天長8年（831年）8月22日没 享年86歳
さかのぼると誕生は天平17年（745年）に当たる。
（朱書）弘仁14年の時には、阿刀大足は79歳に当たる。

右のようなことが、俗別当をして大伽藍・宝庫などを預かることの始まりである。これにより、造東寺所の印籠、三個の政印⁽²¹⁾、並びに諸々一切の鍵などをすべて預かる。

（朱書で注記）長者入寺式吉書の項目を参照。並びに御修法行事御道具等出入勅封の項目参照⁽²²⁾。

（以上）

註

- (1) 朝日新聞夕刊「パール脱ぐ阿刀家秘宝」1983年4月4日
- (2) 京都新聞「阿刀家の家宝引き渡し訴訟和解」1992年3月28日
- (3) 東京大学史料編纂所（2002～2004）科学研究費補助金による基盤研究「東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究」
- (4) 『新撰姓氏録』左京神別上
- (5) 従五位下の唐名。
- (6) 平安京の大内裏にあった修法道場。宮中真言院、修法院、曼荼羅道場ともいう。承和元年（834年）12月、空海の上奏により、唐の内道場に擬して設けられ、勘解由使の庁舎が充てられた。
- (7) 平安時代、朝廷の諸儀式をつかさどった役。行事官。またはある事柄を中心となって担当する人。責任者。
- (8) 本来は密教の法会のこと、真言宗における後七日御修法の略称。この場合は、「真言宗に関わる（＝東寺の執行・修理別当）職に就いたのは」という意味と思われる。
- (9) 『新撰姓氏録』左京神別中
- (10) 僧尼を統率し諸寺を管理する官職（僧綱：そうごう）のうち、上位の者。
- (11) 僧綱における下位の役職。
- (12) この表記を見ると、護節は太政官文庫係秘書を務めていたことになるが、確認できていない。「太政官文庫」は、東京都千代田区北の丸公園内にある。1873年太政官に文庫掛を置き、文庫を管理したのに始まり、のち84年各庁所蔵の図書いっさいを太政官文庫に収集管理することとして、当時赤坂離宮内の太政官構内に文庫を建設し、これを収集した。この太政官文庫が85年内閣制度の創設に伴い内閣文庫となった。
- (13) これらの注記については、今回の訳分においては記載していない。
- (14) 南北朝時代の寺院の記録で、『群書類従』積家部に収められて

いる。

- (15) 律令制下の機関で、皇太子の家政一般を司る。大足が皇太子に仕える立場であったことを記すもの。
- (16) これが示す文献は不明。
- (17) これが示す文献は不明。
- (18) これが示す文献は不明。
- (19) 実際は第三皇子。
- (20) 皇太子のこと。
- (21) 内宮政印、豊受官印、大神宮司印をあわせたものを「御政印」という。ここで記載されるものがそれに相当するのかは不明。
- (22) 第一巻（上巻）二八項

文献一覧（著者名・機関名別、刊行年順）

- 網野善彦（1978）『中世東寺と東寺荘園』東京大学出版会
酒井紀美（2004）「『獄前の死人…』をめぐって」（藤木久志・蔵持重裕編著『荘園と村を歩くⅡ』校倉書房）
世界宗教用語大事典（2004）新人物往来社
黒川直則（2005）「東寺執行職の相伝と相論」『2002年度～2004年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書 東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』東京大学史料編纂所
世界大百科事典（2014）平凡社

写真典拠

- 写真1 阿刀撮影
写真2 朝日新聞夕刊（1983年4月4日）
写真3 京都新聞（1992年3月28日）
写真4 阿刀撮影
写真5 右：阿刀撮影 左：京都国立博物館撮影
写真6 右：阿刀撮影 左：京都国立博物館撮影
写真7 右：阿刀撮影 左：京都国立博物館撮影

（あとう こうじ：調査課 副主幹）

平成31年（2019）3月31日

紀 要 第 32 号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会

520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

(TEL)077-548-9780 / (FAX)077-543-1525

e-mail : mail@shiga-bunkazai.jp

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：(株)同朋舎